

質の高い大学教育推進プログラム状況調査要項

平成 23 年 3 月 8 日

大学教育等推進事業委員会

I. 目的

状況調査は、本事業の目的を踏まえ、各取組の実施（達成）状況等を調査し、優れた取組の内容を広く社会に情報提供することにより、財政支援期間終了後の取組の持続的展開やその水準の一層の向上、及び今後の我が国の更なる高等教育の質の向上や国際競争力の強化に資することを目的とする。

（事業の目的）

「質の高い大学教育推進プログラム」は、大学設置基準の改正等への積極的な対応を前提に、各大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）から申請された、教育の質の向上につながる教育取組の中から特に優れたものを選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、我が国全体としての高等教育の質保証、国際競争力の強化に資することを目的とします。

II. 対象、時期

平成 20 年度質の高い大学教育推進プログラムに選定された各取組について、3 年間の財政支援期間終了後の翌年度（2 年間の取組については翌々年度）に状況調査を実施する。

Ⅲ. 体制、方法

1. 体制

状況調査にあたっては、①各取組の選定に係る審査状況、審査経過等を熟知している専門家や有識者②当該取組の分野に関する高い知見を有する専門家や有識者から構成される調査部会において実施する。

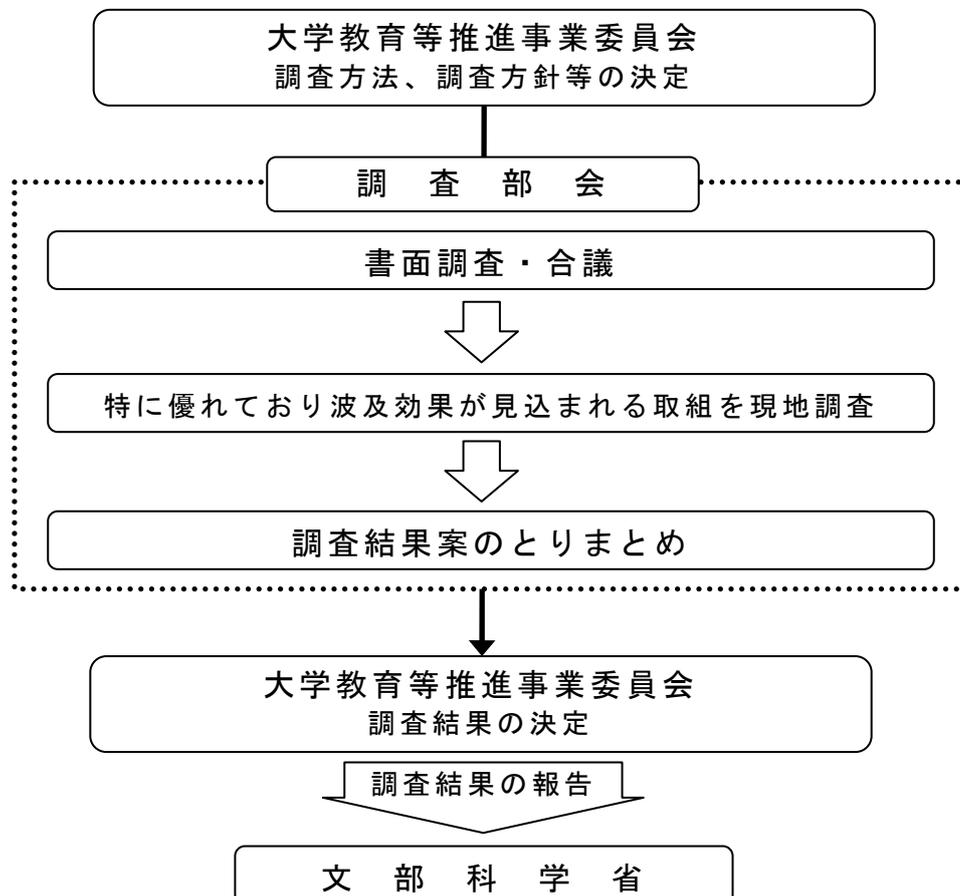
2. 方法

全ての取組について書面調査を実施し、その中から特に優れており波及効果が見込まれる取組を選定する。さらに、その取組の内容を詳細に把握し、周知することを目的として、現地調査を実施する。調査部会は、これらの調査結果案をとりまとめ、大学教育等推進事業委員会に報告する。大学教育等推進事業委員会は、調査部会から提出された調査結果について決定し、文部科学省に報告する。

調査体制



調査における手順



IV. 書面調査と現地調査取組の選定

1. 書面調査

調査部会は、大学等から提出された「質の高い大学教育推進プログラム実施状況報告書」に基づき、以下の書面調査を行う。

書面調査の観点

(1) 取組の実施状況等

- ・ 本事業の取組が着実に実施されたか
- ・ 本事業の取組において十分な成果が得られたか
- ・ 取組の評価・改善体制が構築され機能したか
- ・ 財政支援期間終了後も取組の継続・発展が期待できるか

(2) 大学等の教育への波及効果

- ・ 本事業における取組を参考とすることにより、大学等の教育の質の向上につながる波及効果が期待できるか

書面調査の評点区分

上記(1)、(2)の観点を総合的に判断して、次の評点を付す。

評 点 区 分	
a(5点)	特に優れた取組である
b(4点)	優れた取組である
c(3点)	良い取組である
d(2点)	やや不十分な取組である
e(1点)	不十分な取組である

2. 現地調査を行う取組の選定

調査部会は、書面調査結果をもとに合議により、優れており波及効果が見込まれる取組を1割程度選定する。

V. 現地調査と調査結果(案)のとりまとめ

調査部会は、現地調査実施要領に基づき現地調査を実施する。また、現地調査終了後に調査結果(案)を作成し、合議により調査結果(案)を決定する。

なお、調査結果(案)は以下の構成とする。

①概要

状況調査の結果をまとめたもの(取組全体の状況分析など)

②現地調査報告書

現地調査の結果、特に優れており波及効果が見込まれる取組について特徴、成果、大学等の教育への波及効果等をまとめたもの

VI. 調査結果の決定

委員会は、調査部会より調査結果（案）の報告を受け、合議により調査結果を決定する。

VII. その他

1. 開示・公開等

(1) 大学教育等推進事業委員会等の審議内容等の取扱いについて

- ① 大学教育等推進事業委員会（以下「委員会」という）の会議及び会議資料は原則公開する。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- ・調査等（人選を含む）に関する審議の場合
- ・その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら調査等に関する審議を行う調査部会の会議及び会議資料については、調査等の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

- ② 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。

(2) 調査結果の公表等について

調査結果は日本学術振興会から文部科学省へ報告されるとともに、各大学等から提出された実施状況報告書を合わせた状況調査報告書（冊子）として公表される。また、特に優れた波及効果のある取組については、その内容を日本学術振興会のホームページへの掲載、事例集の作成やフォーラム等の場などを活用し広く社会へ周知する。

なお、書面調査のみを実施した大学等に対しては、その結果に対するコメント（評点を除く）をとりまとめ、当該大学等に個別に開示する。

(3) 委員等の氏名について

- ① 委員会の委員の氏名等は、予め公表することとする。
- ② 調査部会の委員の氏名等については、状況調査結果の決定後に公表することとする。

2. 利害関係者の排除等

(1) 取組に直接関係する委員会委員、調査部会委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する取組の調査及び現地調査を行わないこととする。

(2) 委員会委員及び調査部会委員は、委員会及び調査部会における当該取組の個別調

査に加わらないこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 調査委員が当該大学等の専任又は兼任として在職（就任予定を含む）している場合
- ・ 調査委員が当該大学・学校法人等の役員として在職（就任予定を含む）している場合
- ・ その他調査委員が中立・公正に調査を行うことが困難であると判断される場合

3. 情報の管理、守秘義務、実施状況報告書の用途制限

- (1) 調査の過程で知り得た個人情報及び対象大学等の調査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 調査委員として取得した情報（実施状況報告書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 調査資料等は、質の高い大学教育推進プログラムの状況調査を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。